

講習会実施規程

文書名	講習会実施規程
管理番号	C 1 1 - 0 8
承認日	2022年9月30日

(目的)

第1条 本規程の目的は公益社団法人全国愛農会（以下「本会」という）の認証に関する業務における講習会の手順を明らかにすることである。

(責任)

第2条 会長は本会に申請を希望する生産行程管理者の生産行程管理責任者・格付担当者、小分け業者の小分け責任者・格付表示担当者、外国格付表示業者の外国格付表示担当者に対する講習会を実施する。

(講習会の種類、対象、内容および時間)

第3条 本会の実施する講習会の種類・対象・内容・時間は以下のとおりとする。

種類：生産行程管理者の生産行程管理責任者講習および格付担当者講習

小分け業者の小分け責任者講習および格付表示担当者講習

外国格付表示業者の外国格付表示担当者講習

対象：生産行程管理者（農産）の生産行程管理責任者・格付担当者

生産行程管理者（加工）の生産行程管理責任者・格付担当者

小分け業者の小分け責任者・格付表示担当者

外国格付表示業者の外国格付表示担当者

内容：a) J A S法について／約1時間

b) 有機食品の認証制度について／約1時間

c) 認証の技術的基準について／約2時間

d) 有機農産物等の日本農林規格について／約4時間

e) 管理責任者の実務について／約1時間

f) 格付および表示について／約2時間

g) 格付（表示）担当者の実務について／約1時間

h) 認証申請するにあたって／約1時間

(講習会の開催)

第4条 会長は原則として3ヵ月に1回の頻度で講習会を実施する。

2 最少催行人数を原則3名としそれに達しない場合は開催しない。

3 前項の規定にかかわらず少なくとも1年に1回は実施する。

4 前項の規定にかかわらず受講希望者がいない場合は開催しない。

5 原則として本会が認証に関する業務を行う事業所において開催するが、受講希望者の要望により同事業所以外の場所において開催することができる。

(講習の費用)

第5条 講習の費用については認証業務規程別表8で定める。

(講習会の予告)

第6条 会長は申請希望者に対して講習会の実施を予告するほか本会の機関誌「愛農」に講習会の実施を原則として1ヶ月前までに予告し、本会のホームページ上においても予告する。

(修了証の授与)

第7条 会長は本会の講習会の課程を修了したものについて修了証を授与する。

(他機関による講習会)

第8条 会長は判定会が認める他機関による講習会の修了をもって本会の講習会に代えることができる。

2 判定会は他機関による講習会が本会が行う講習会と同等の内容のものか否かを判定する。

3 同等性は以下の点を考慮する。

(1) 講習会の時間

(2) 講習会の内容

(3) 生産行程管理・格付業務等の経験の有無

(記録の保存と管理)

第9条 会長は開催した講習会について記録し、別に定める文書管理規程に基づいて管理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか講習会に関して必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

1. この規程は2010年3月1日から適用する。

2. 2012年6月30日改定

3. 2014年1月6日改定

4. 2015年6月9日改定

5. 2015年12月21日改定

6. 2018年3月11日改定、2018年4月1日より発効

7. 2018年7月4日改定

8. 2022年9月30日改定、2022年10月1日より発効